

資料編

1	諮問書	10
2	子ども・子育て会議委員名簿	11
3	子ども・子育て会議の審議経過	12
4	主な検討資料	13
(1)	利用者負担額関係	13
	・利用者負担額等の現状と課題	
	・26市における利用者負担額の国基準額に対する徴収割合（2号・3号）	
	・26市における利用者負担額の国基準額に対する認定区分別徴収割合	
	・利用者負担額の改定実施時期について	
	・利用者負担額（保育料）改定案について	
	・利用者負担額表（案）	
	・国基準徴収額との利用者負担額比較表	
	・近隣市との利用者負担額比較表	
	・現行利用者負担額と改定後の比較	
	・東京都における多子世帯に対する新たな支援について	
(2)	学童クラブ育成料関係	24
	・学童クラブの主な法改正事項	
	・学童クラブにおける利用者負担について	
	・羽村市の学童クラブ育成料の推移	
	・平成29年度各市の育成料負担率	
	・コスト計算表	

羽子子発第5541号

平成30年7月20日

羽村市子ども・子育て会議

会長 松本 多加志 様

羽村市長 並木 心

利用者負担額等について(諮問)

羽村市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第26号)第2条の規定に基づき、
下記事項について諮問します。

記

- 1 子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額について
- 2 学童クラブ育成料について

2 羽村市子ども・子育て会議委員名簿

	構成	所属等	氏名	備考
1	知識経験者	武蔵野短期大学客員教授	松本多加志	
2		山梨英和大学特任教授	近藤弘	
3	市内教育施設の 代表者	羽村市私立幼稚園協会 五ノ神幼稚園 園長	池田文子	
4		羽村私立小学校校長会 羽村市立栄小学校 校長	小山夏樹	任期：～H31.3
		羽村市立小学校校長会 羽村市立東小学校 校長	西山豪一	任期：H31.4～
5	市内保育施設の 代表者	羽村私立保育園協議会 富士みのりこども園 園長	堀川芳江	
6		株式会社みらい代表取締役	松尾紀子	
7	子どもの保護者	市立幼稚園保護者の代表者 ルーテル羽村幼稚園保護者会	原島陽子	任期：～H31.3
		私立幼稚園保護者の代表者 羽村善隣幼稚園保護者会	西本真莉子	任期：H31.4～
8		私立保育園保護者の代表者 太陽の子保育園保護者会	小山紗和子	
9	公共的団体の 代表者	羽村市社会福祉協議会事務局	中野良次	
10		羽村市民生児童委員協議会 子育て支援部会 会長	高橋知津子	
11		東京都立川児童相談所 所長	鈴木香奈子	
12	市内事業所の 代表者	日野自動車株式会社羽村工場	吉田美鈴	
13		伊吹石油ガス株式会社	山崎亮	
14	市民公募委員	公募	小林浩一	
15		公募	関口英代	

3 子ども・子育て会議の審議経過（利用者負担額等の諮問に関する審議経過）

開催日	審議内容
平成 30 年 7 月 20 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 利用者負担額等の概要説明
平成 30 年 9 月 13 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担額等の現状と課題 ・ 利用者負担額等の見直し時期について審議
平成 31 年 2 月 7 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担額（保育料）見直しについて審議
平成 31 年 3 月 14 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担額（保育料）見直しによる影響額説明
令和元年 5 月 23 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童クラブ育成料見直しについて審議
令和元年 6 月 28 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書（案）について検討
令和元年 7 月 11 日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書を市長に提出

利用者負担額等の現状と課題

(1) 利用者負担額（保育料）

【現状】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国が定める水準（国基準）を上限として、世帯所得等を勘案して市町村が定めることとされており、羽村市の利用者負担割合（平成 29 年度決算ベース）額は、認定区分ごとに以下のとおりとなっている。

1号認定・・・国基準の 100%

2号認定・・・国基準の 36.7%（26 市中最も低い）

3号認定・・・国基準の 49.9%（26 市中低いほうから 6 番目）

【課題】

利用者負担額の設定については、従来は所得税を用いることが原則とされていたが、子ども・子育て支援新制度においては、市民税を用いることが原則となった。

羽村市では、切り替えによる市民への影響を考慮し、新制度で新設された 1号認定（3 歳以上の教育認定）を除き、引き続き所得税による運用を継続してきたが、認定区分により所得税と市民税が混在すること、また、所得税で運用していることによる事務的な不都合が生じていることから、2号認定（3 歳以上の保育認定）、3号認定（3 歳未満の保育認定）についても時期を捉えて市民税へ切替えていく必要がある。

(2) 学童クラブ育成料

【現状】

月額 4,000 円（定額）

利用者負担割合 28.6%（26 市中高い方から 4 番目）

【課題】

他市町村の育成料と比較する中で現行の料金が適当であるか検証する必要がある。

**26市における利用者負担額の国基準額
に対する徴収割合(2号・3号)**

NO	市名	平成29年度	
		徴収割合	順位
1	八王子市	50.9%	15
2	立川市	48.9%	9
3	武蔵野市	50.5%	13
4	三鷹市	44.7%	4
5	青梅市	52.1%	19
6	府中市	53.5%	21
7	昭島市	55.0%	22
8	調布市	41.7%	2
9	町田市	55.6%	24
10	小金井市	41.3%	1
11	小平市	51.7%	17
12	日野市	45.8%	6
13	東村山市	51.4%	16
14	国分寺市	50.5%	13
15	国立市	49.5%	10
16	福生市	44.0%	3
17	狛江市	49.9%	12
18	東大和市	49.6%	11
19	清瀬市	48.6%	8
20	東久留米市	57.1%	25
21	武蔵村山市	47.0%	7
22	多摩市	51.7%	17
23	稲城市	53.0%	20
24	羽村市	45.4%	5
25	あきる野市	58.4%	26
26	西東京市	55.3%	23
26市平均		50.1%	

**26市における利用者負担額の国基準額
に対する認定区分別徴収割合**

No.	市名	平成29年度決算			
		0～2歳児（3号児）		3歳児以上（2号児）	
			順位		順位
1	八王子市	51.0%	9	51.4%	19
2	立川市	56.8%	16	69.3%	26
3	武蔵野市	50.9%	8	50.2%	16
4	三鷹市	55.5%	12	42.1%	9
5	青梅市	52.0%	10	52.1%	20
6	府中市	57.2%	18	50.2%	16
7	昭島市	62.0%	24	48.0%	12
8	調布市	46.0%	3	37.7%	3
9	町田市	59.0%	22	52.7%	22
10	小金井市	45.3%	2	37.5%	2
11	小平市	56.9%	17	44.4%	11
12	日野市	49.5%	5	41.9%	8
13	東村山市	52.3%	11	56.1%	24
14	国分寺市	42.1%	1	57.8%	25
15	国立市	60.8%	23	39.0%	4
16	福生市	47.7%	4	41.8%	7
17	狛江市	49.9%	7	49.9%	14
18	東大和市	57.6%	19	43.4%	10
19	清瀬市	57.6%	19	41.1%	6
20	東久留米市	58.0%	21	55.2%	23
21	武蔵村山市	56.5%	14	39.9%	5
22	多摩市	55.5%	12	50.0%	15
23	稲城市	56.7%	15	52.3%	21
24	羽村市	49.9%	6	36.7%	1
25	あきる野市	68.1%	26	51.2%	18
26	西東京市	62.8%	25	48.9%	13
26市平均		54.5%		47.7%	

利用者負担額の改定実施時期について

(1) 平成31年4月に実施した場合

内容	判定	メリット	デメリット
実施時期に係る共通事項	—		<ul style="list-style-type: none"> ・半年後に無償化を控える中での改定は利用者に理解され難い。 ・周知期間が短い。 ・改定内容に影響を与える可能性がある無償化の動向が不明確。
2号・3号とも市民税切替のみ	△	・改定の影響が少ない。	—
2号市民税切替のみ／3号↑	×	・歳入増	<ul style="list-style-type: none"> ・2号より負担割合が高い3号のみを引き上げるとは理解が得られない。 ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号市民税切替のみ／3号↓	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げるとは理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。
2号↑／3号市民税切替のみ	△	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増(平成31年度のみ) ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げるとは一定の理解は得られる。 	・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号・3号とも↑	△	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げるとは一定の理解は得られる。 	・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号↑／3号↓	×	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入増(平成31年度のみ) ・負担割合が26市中最も低い2号を引き上げるとは一定の理解は得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げるとは理解が得られない。
2号↓／3号市民税切替のみ	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げるとは理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。
2号↓／3号↑	×	・歳入増	<ul style="list-style-type: none"> ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げるとは理解が得られない。 ・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
2号・3号とも↓	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市中最も低い2号を引き下げるとは理解が得られない。 ・全体の負担割合が下がる(平成31年度のみ)。

(2) 平成32年4月に実施した場合

内容	判定	メリット	デメリット
実施時期に係る共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> ・無償化の動向を勘案して改定することが可能 ・周知期間の十分な確保が可能 	—
3号市民税切替のみ	△	・改定の影響が少ない。	—
3号↑	△	・歳入増	・無償化において質の向上を伴わない引き上げは制限される可能性あり。
3号↓	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入減 ・負担割合が26市平均を下回る3号を引き下げるとは理解が得られない。

(3) 事務局案

【改定実施時期】

平成32年4月

【理由】

改定内容に拘らず、平成31年4月実施とした場合のデメリットが大きいため。

利用者負担額（保育料）改定案について

改定案の基本的な考え方とその根拠は以下のとおり。

（１）利用者負担額（保育料）の算定方法を現行の所得税から市民税へ切り替える。

【根拠】

子ども・子育て支援新制度においては、所得税での算定も例外的に認められているものの、市民税による算定が原則とされており、所得税で運用していることの事務的な不都合が生じているため。

（２）改定は据え置きを基本としつつ、旧D5階層以降の間差を平準化する。

【根拠】

① 羽村市における3号認定（0～2歳保育）の国基準徴収額に対する利用者の負担割合は、平成29年度決算ベースで49.9%（26市平均54.5%）と、26市中6番目に低い数値となっており、受益者負担の適正化の観点からは引き上げることの妥当性も認められなくはない。

しかしながら、本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化により、1号認定（3歳以上教育）と2号認定（3歳以上保育）の保育料が無料となる中で、3号認定の保育料を引き上げるとは利用者の理解が得られないと考えられるため。

② 国が設置した有識者による検討会の報告においても、質の向上を伴わない保育料の引き上げは望ましくない旨が示されているため。

③ 国基準徴収額に対する利用者の負担割合について、これまで26市では、2号認定と3号認定を合わせた負担割合が概ね50%以内を目途として保育料を設定してきたところ、3号認定のみの割合を見ると、26市平均で54.5%と比較的高くなっている。このことから、50%を大きく超過している市においては、今後、引き下げを検討するところも出てくる可能性が考えられるため。

④ 旧D5階層以降の階層について、受益者負担の適正化の観点から間差を平準化することが望ましいと判断したため。

（３）改定時期は、平成32年（2020年）4月1日とする。

⇒平成30年9月13日開催の第3回羽村市子ども・子育て会議で承認済み。

利用者負担額表(案)

現行

階層区分	定義	金額(標準)		間差	人数
		3歳未満児 (3号認定児)	差額		
A	生活保護世帯	0	0	0	4
B	非課税世帯	0	0	0	35
C1	均等割のみ	3,800	3,800	3,800	5
C2	市民税所得割額6,000円未満	4,400	600	600	6
C3	市民税所得割額6,000円以上	5,200	800	800	30
D1	所得税額2,000円未満	6,400	1,200	1,200	0
D2-1	所得税額2,000～6,000未満	7,600	1,200	1,200	6
D2-2	所得税額6,000～12,000未満	8,800	1,200	1,200	11
D2-3	所得税額12,000～17,000未満	10,200	1,400	1,400	11
D3-1	所得税額17,000～23,000未満	11,800	1,600	1,600	16
D3-2	所得税額23,000～28,000未満	13,400	1,600	1,600	7
D3-3	所得税額28,000～33,000未満	15,000	1,600	1,600	12
D4-1	所得税額33,000～42,000未満	16,800	1,800	1,800	30
D4-2	所得税額42,000～50,000未満	18,600	1,800	1,800	27
D5	所得税額50,000～66,000未満	20,800	2,200	2,200	48
D6	所得税額66,000～83,000未満	23,200	2,400	2,400	52
D7	所得税額83,000～102,000未満	25,600	2,400	2,400	45
D8	所得税額102,000～135,000未満	27,800	2,200	2,200	63
D9	所得税額135,000～170,000未満	30,000	2,200	2,200	42
D10	所得税額170,000～202,000未満	32,200	2,200	2,200	38
D11	所得税額202,000～235,000未満	34,400	2,200	2,200	16
D12	所得税額235,000～290,000未満	36,400	2,000	2,000	20
D13	所得税額290,000～345,000未満	38,000	1,600	1,600	13
D14	所得税額345,000～455,000未満	39,600	1,600	1,600	9
D15	所得税額455,000～570,000未満	41,200	1,600	1,600	5
D16	所得税額570,000～680,000未満	42,200	1,000	1,000	2
D17	所得税額680,000～	42,800	600	600	9
					562



市民税移行後

階層区分	定義	金額(標準)		間差	人数
		3歳未満児 (3号認定児)	差額		
A	生活保護世帯	0	0	0	4
B	非課税世帯	0	0	0	41
C	均等割のみ	3,800	0	3,800	12
D1	市民税所得割額15,000円未満	5,200	0	1,400	7
D2	市民税所得割額15,000～29,100未満	6,400	0	1,200	7
D3	市民税所得割額29,100～39,000未満	7,600	0	1,200	8
D4	市民税所得割額39,000～48,600未満	8,800	0	1,200	9
D5	市民税所得割額48,600～57,700未満	10,200	0	1,400	11
D6	市民税所得割額57,700～69,200未満	11,800	0	1,600	23
D7	市民税所得割額69,200～77,101未満	13,400	0	1,600	7
D8	市民税所得割額77,101～87,000未満	15,000	0	1,600	20
D9	市民税所得割額87,000～97,000未満	16,800	0	1,800	31
D10	市民税所得割額97,000～109,100未満	18,600	0	1,800	26
D11	市民税所得割額109,100～126,800未満	20,800	0	2,200	46
D12	市民税所得割額126,800～148,000未満	23,000	△ 200	2,200	56
D13	市民税所得割額148,000～169,000未満	25,200	△ 400	2,200	46
D14	市民税所得割額169,000～193,000未満	27,400	△ 400	2,200	55
D15	市民税所得割額193,000～219,000未満	29,600	△ 400	2,200	47
D16	市民税所得割額219,000～245,000未満	31,800	△ 400	2,200	33
D17	市民税所得割額245,000～272,000未満	34,000	△ 400	2,200	21
D18	市民税所得割額272,000～301,000未満	36,200	△ 200	2,200	17
D19	市民税所得割額301,000～350,000未満	38,400	400	2,200	15
D20	市民税所得割額350,000～397,000未満	40,600	1,000	2,200	7
D21	市民税所得割額397,000～500,000未満	42,800	1,600	2,200	7
D22	市民税所得割額500,000～	45,000	2,200	2,200	6
					562

国基準徴収額との利用者負担額比較表

【国基準】利用者負担額表

国階層	国基準徴収金(標準)	
	3号認定児	
①生活保護世帯	0	
②市民税非課税世帯	9,000	
③市民税所得割課税額48,600円未満	19,500	
④市民税所得割課税額97,000円未満	30,000	
⑤市民税所得割課税額169,000円未満	44,500	
⑥市民税所得割課税額301,000円未満	61,000	
⑦市民税所得割課税額397,000円未満	80,000	
⑧市民税所得割課税額397,000円以上	104,000	

【市基準】利用者負担額表

市階層区分	定義	利用者負担額(標準)	
		3号認定児	徴収割合
A	生活保護世帯	0	100.0%
B	非課税世帯	0	0.0%
C	均等割のみ	3,800	19.5%
D1	市民税所得割額15,000円未満	5,200	26.7%
D2	市民税所得割額15,000～29,100円未満	6,400	32.8%
D3	市民税所得割額29,100～39,000円未満	7,600	39.0%
D4	市民税所得割額39,000～48,600円未満	8,800	45.1%
D5	市民税所得割額48,600～57,700円未満	10,200	34.0%
D6	市民税所得割額57,700～69,200円未満	11,800	39.3%
D7	市民税所得割額69,200～77,101円未満	13,400	44.7%
D8	市民税所得割額77,101～87,000円未満	15,000	50.0%
D9	市民税所得割額87,000～97,000円未満	16,800	56.0%
D10	市民税所得割額97,000～109,100円未満	18,600	41.8%
D11	市民税所得割額109,100～126,800円未満	20,800	46.7%
D12	市民税所得割額126,800～148,000円未満	23,000	51.7%
D13	市民税所得割額148,000～169,000円未満	25,200	56.6%
D14	市民税所得割額169,000～193,000円未満	27,400	44.9%
D15	市民税所得割額193,000～219,000円未満	29,600	48.5%
D16	市民税所得割額219,000～245,000円未満	31,800	52.1%
D17	市民税所得割額245,000～272,000円未満	34,000	55.7%
D18	市民税所得割額272,000～301,000円未満	36,200	59.3%
D19	市民税所得割額301,000～350,000円未満	38,400	48.0%
D20	市民税所得割額350,000～397,000円未満	40,600	50.8%
D21	市民税所得割額397,000～500,000円未満	42,800	41.2%
D22	市民税所得割額500,000～	45,000	43.3%

近隣市との利用者負担額比較表

		羽村市		福生市		青梅市		あきる野市		
		A 生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	
		B 非課税世帯	0円	非課税世帯	0円	非課税世帯	5,000円	非課税世帯	1,000円	
市民税所得割額		C 均等割のみ	3,800円	均等割のみ	4,400円			均等割のみ	5,200円	
	5,000							~5,000	6,200円	
7,500	10,000	D1	~15,000	5,200円	~24,300	5,400円	~48,600	10,000円	5,000~24,300	7,000円
12,500	15,000									
17,500	20,000	D2	15,000~29,100	6,400円						
22,500	25,000									
27,500	30,000	D3	29,100~39,000	7,600円	24,300~48,600	6,500円			24,300~32,600	8,200円
32,500	35,000									
37,500	40,000	D4	39,000~48,600	8,800円					32,600~40,900	9,600円
42,500	45,000									
47,500	50,000	D5	48,600~57,700	10,200円	48,600~61,000	8,500円	48,600~60,700	12,000円	40,900~48,600	11,000円
52,500	55,000									
57,500	60,000	D6	57,700~69,200	11,800円	61,000~73,000	10,200円	60,700~72,800	14,000円	48,600~57,200	12,200円
62,500	65,000									
67,500	70,000	D7	69,200~77,101	13,400円	73,000~85,000	12,200円	72,800~84,900	16,000円	57,200~64,700	15,500円
72,500	75,000									
77,500	80,000	D8	77,101~87,000	15,000円	85,000~97,000	14,300円	84,900~97,000	18,000円	64,700~71,300	15,800円
82,500	85,000									
87,500	90,000	D9	87,000~97,000	16,800円	97,000~117,000	16,400円	97,000~115,000	20,000円	71,300~77,800	16,600円
92,500	95,000									
97,500	100,000	D10	97,000~109,100	18,600円	117,000~137,000	19,500円	115,000~133,000	22,000円	77,800~84,300	20,300円
102,500	105,000									
107,500	110,000	D11	109,100~126,800	20,800円	137,000~157,000	23,300円	133,000~151,000	24,000円	84,300~91,300	24,700円
112,500	115,000									
117,500	120,000	D12	126,800~148,000	23,000円	157,000~169,000	26,900円	151,000~169,000	26,000円	91,300~103,000	28,600円
122,500	125,000									
127,500	130,000	D13	148,000~169,000	25,200円	169,000~189,000	29,300円	169,000~202,000	29,000円	103,000~115,700	31,600円
132,500	135,000									
137,500	140,000	D14	169,000~193,000	27,400円	189,000~209,000	31,400円	202,000~235,000	32,000円	115,700~134,300	34,100円
142,500	145,000									
147,500	150,000	D15	193,000~219,000	29,600円	209,000~229,000	33,300円	229,000~249,000	35,200円	134,300~153,300	36,200円
152,500	155,000									
157,500	160,000	D16	219,000~245,000	31,800円	249,000~269,000	37,200円	235,000~268,000	35,000円	153,300~173,300	38,400円
162,500	165,000									
167,500	170,000	D17	245,000~272,000	34,000円	269,000~289,000	38,900円	268,000~301,000	39,000円	173,300~213,600	40,300円
172,500	175,000									
177,500	180,000	D18	272,000~301,000	36,200円	289,000~301,000	40,400円	301,000~321,000	41,800円	213,600~253,900	42,300円
182,500	185,000									
187,500	190,000	D19	301,000~350,000	38,400円	301,000~321,000	41,800円	301,000~349,000	43,000円	253,900~314,800	44,100円
192,500	195,000									
197,500	200,000	D20	350,000~397,000	40,600円	321,000~341,000	43,200円	349,000~397,000	48,000円	314,800~385,600	45,900円
202,500	205,000									
207,500	210,000	D21	397,000~500,000	42,800円	341,000~361,000	44,300円	397,000~	58,000円	385,600~	48,200円
212,500	215,000									
217,500	220,000	D22	500,000以上	45,000円	361,000~397,000	45,600円				
222,500	225,000									
227,500	230,000									
232,500	235,000									
237,500	240,000									
242,500	245,000									
247,500	250,000									
252,500	255,000									
257,500	260,000									
262,500	265,000									
267,500	270,000									
272,500	275,000									
277,500	280,000									
282,500	285,000									
287,500	290,000									
292,500	295,000									
297,500	300,000									
302,500	305,000									
307,500	310,000									
312,500	315,000									
317,500	320,000									
322,500	325,000									
327,500	330,000									
332,500	335,000									
337,500	340,000									
342,500	345,000									
347,500	350,000									
352,500	355,000									
357,500	360,000									
362,500	365,000									
367,500	370,000									
372,500	375,000									
377,500	380,000									
382,500	385,000									
387,500	390,000									
392,500	395,000									
397,500	400,000									

現行利用者負担額と改定後の比較（世帯年収400万円の場合）

定義

- * 世帯年収を400万円として試算
- * 世帯は夫婦及びその子どもで構成
- * 夫婦共働きとし、生計中心者が常勤フルタイム勤務、配偶者がパートタイム労働程度(所得税非課税)を想定

<現行の利用者負担額(所得税ベース)>

所得税を算定基礎とし、子ども3人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
4,000,000円	2,660,000円	2,448,289円		211,000円	10,500円	D2-2 8,800円
		548,289円	社会保険料控除			
		380,000円	基礎控除			
		380,000円	配偶者控除			
		1,140,000円	年少扶養控除			

<改定後の利用者負担額(住民税ベース)>

所得税を算定基礎とし、子ども2人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
4,000,000円	2,660,000円	2,068,289円		591,000円	29,500円	D3-3 15,000円
		548,289円	社会保険料控除			
		380,000円	基礎控除			
		380,000円	配偶者控除			
		760,000円	年少扶養控除			

所得税を算定基礎とし、子ども1人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
4,000,000円	2,660,000円	1,688,289円		971,000円	48,500円	D4-2 18,600円
		548,289円	社会保険料控除			
		380,000円	基礎控除			
		380,000円	配偶者控除			
		380,000円	年少扶養控除			

住民税を算定基礎とするケース(16歳未満の子どものみのみを想定)

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
4,000,000円	2,660,000円	1,208,289円		1,451,000円	84,000円	D8(旧D3-3) 15,000円
		548,289円	社会保険料控除			
		330,000円	基礎控除			
		330,000円	配偶者控除			
			年少扶養控除			

現行利用者負担額と改定後の比較（世帯年収637万円の場合）

定義

* 世帯年収を637万円として試算

* 世帯は夫婦及びその子どもで構成

* 夫婦共働きとし、生計中心者が常勤フルタイム勤務、配偶者がパートタイム労働程度(所得税非課税)を想定

＜現行の利用者負担額(所得税ベース)＞

所得税を算定基礎とし、子ども3人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
6,370,000円	4,554,400円	2,773,151円	873,151円	1,781,000円	89,000円	D7 25,600円
			873,151円	社会保険料控除		
			380,000円	基礎控除		
			380,000円	配偶者控除		
			1,140,000円	年少扶養控除		

所得税を算定基礎とし、子ども2人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
6,370,000円	4,554,400円	2,393,151円	873,151円	2,161,000円	118,600円	D8 27,800円
			873,151円	社会保険料控除		
			380,000円	基礎控除		
			380,000円	配偶者控除		
			760,000円	年少扶養控除		

所得税を算定基礎とし、子ども1人のケース

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
6,370,000円	4,554,400円	2,013,151円	873,151円	2,541,000円	156,600円	D9 30,000円
			873,151円	社会保険料控除		
			380,000円	基礎控除		
			380,000円	配偶者控除		
			380,000円	年少扶養控除		

＜改定後の利用者負担額(住民税ベース)＞

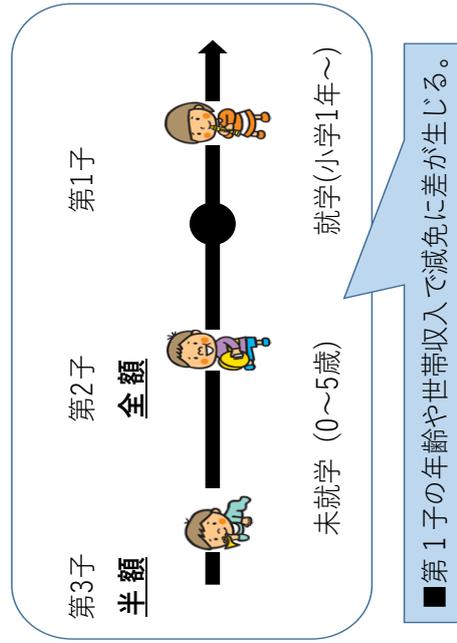
住民税を算定基礎とするケース(16歳未満の子どものみを想定)

年収	給与所得 控除後の 金額	控除額		課税標準額	課税額	利用者負担額 階層
		内訳				
6,370,000円	4,554,400円	1,533,151円	873,151円	3,021,000円	179,700円	D14(旧D8) 27,400円
			873,151円	社会保険料控除		
			330,000円	基礎控除		
			330,000円	配偶者控除		
				年少扶養控除		

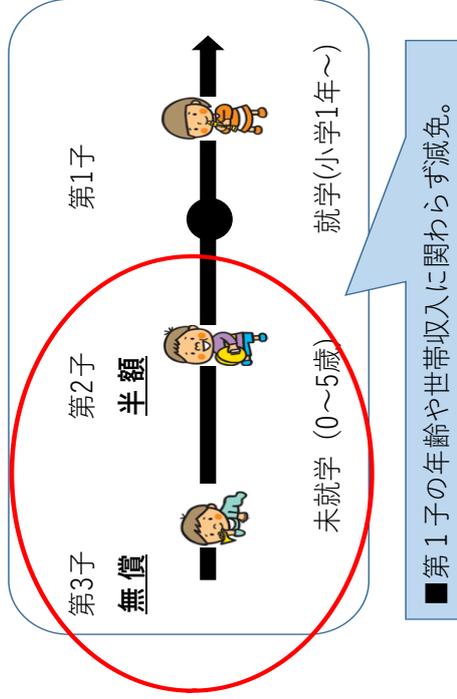
東京都における多子世帯に対する新たな支援について

保育サービスの利用者負担のイメージ

<現状>



<新たな支援実施後>



現状では、第1子の年齢や世帯収入によって、第2子以降の利用者負担額の負担軽減制度に差が生じている。

具体的には、年収360万円未満相当の世帯については、年齢制限なく児童の数をカウントするが、年収360万円以上の世帯では、小学校就学前の児童のみカウントすることとなる。

新たな支援策では、年収に関わらず、年齢制限なく児童の数をカウントし、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無償とすることとしている。

学童クラブの主な法改正事項

	新制度施行前	新制度施行後(平成27年4月～)												
対象児童 (児童福祉法 第6条の3第2項) 設備及び運営 の基準 (法第34条の8の2) 市町村の関与 (法第34条の8第2項) 市町村の情報収集 (法第21条の11) 事業の実施の促進 (法第56条の7第2項)	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生 特段の定めなし 開始後1ヶ月以内に事後の届け出など 〔届け出先:都道府県〕 子育て支援事業に関し、必要な情報の提供 特段の定めなし	留守家庭の小学生 ※保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知する。(衆/参・附帯決議) 国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 〔従事する者及び員数…従うべき基準〕 〔施設、開所日数、時間など…参酌すべき基準〕 事業開始前の事前の届け出など 〔届け出先:市町村〕 子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供												
計画等 子ども・子育て支援法 第61条)	-「市町村行動計画」の策定。 -総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	-「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 -区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 -総合的かつ計画的に事業を実施する責務 ※地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。(参・附帯決議)												
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>※総事業費の1/2程度を保護者負担と整理のうえ予算計上している。</p>	事業者負担	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3	<table border="1"> <tr> <td>事業者負担</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <p>質の向上にかかる費用については、税制本改革による財源確保を前提(公費)</p> <p>+</p> <p>※質の改善(向上)にかかる費用について、事業主拠出金は充当しない。 (平成24年3月2日少子化社会対策会議決定) ※放課後児童健全育成事業に従事する者の処遇改善に資するための施策について検討を加え、所要の措置を講ずる。(子ども・子育て支援法附則第2条第3項) ※子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定財源の確保に努める。 (同法附則第3条)</p> <p>※幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示す。(参・附帯決議)</p>	事業者負担	1/3	都道府県	1/3	市町村	1/3
事業者負担	1/3													
都道府県	1/3													
市町村	1/3													
事業者負担	1/3													
都道府県	1/3													
市町村	1/3													

学童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

- 学童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。
- 学童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。
- 利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数:1,199市町村)
- 一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数:63市町村)

＜市町村に対する調査＞

1. 利用料徴収・減免の有無

	平成29年
利用料の徴収を行っている	1,418 (87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199 [84.9%]

注1: ()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2: []内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

2. 利用料減免の対象(複数回答)

	平成29年
利用料減免の対象	893 (55.2%) [74.5%]
生活保護受給世帯	438 (27.1%) [36.5%]
市町村民税非課税世帯	122 (7.5%) [10.2%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	301 (18.6%) [25.1%]
就学援助受給世帯	409 (25.3%) [34.1%]
ひとり親世帯	664 (41.0%) [55.4%]
兄弟姉妹利用世帯	465 (28.7%) [38.8%]
その他市町村が定める場合	92 (5.7%) [7.7%]

注1: ()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2: []内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

3. 所得額による利用料加算の有無

	平成29年
利用料の加算	63 (3.9%)

一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている

注: ()内はクラブ実施市町村数(29年:1,619)に対する割合である。

＜クラブに対する調査＞

1. 利用料徴収の有無

	平成29年
利用料の徴収を行っている	20,736 (84.4%)

注: ()内は全クラブ数(29年:24,573)に対する割合である。

2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成29年
2,000円未満	537 (2.6%)
2,000 ～ 4,000円未満	4,034 (19.5%)
4,000 ～ 6,000円未満	5,832 (28.1%)
6,000 ～ 8,000円未満	4,688 (22.6%)
8,000 ～ 10,000円未満	2,676 (12.9%)
10,000 ～ 12,000円未満	1,566 (7.6%)
12,000 ～ 14,000円未満	514 (2.5%)
14,000 ～ 16,000円未満	334 (1.6%)
16,000円以上	555 (2.7%)
計	20,736 (100.0%)

注: ()内は学童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

3. 利用料の減免の有無

	平成29年
利用料の減免を行っている	17,016 (82.1%)

注: ()内は学童クラブで利用料の徴収を行っているクラブ数(29年:20,736)に対する割合である。

出典: 第4回 社会保険審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会 参考資料2 (平成30年1月29日)

羽村市の学童クラブ育成料の推移

年度	育成料(月額)	クラブ数	月平均登録児童数 (一日平均登所児童数)
H 1 1	4,000 円 (2子以降は 2,500 円)	7	3 1 4 (1 9 1)
1 2	4,000 円	8	3 1 7 (1 7 3)
1 3	4,000 円	8	3 5 7 (2 1 2)
1 4	4,000 円	8	3 8 0 (2 3 0)
1 5	4,000 円	8	3 9 9 (2 4 4)
1 6	4,000 円	8	4 1 9 (2 5 9)
1 7	4,000 円	8	4 5 8 (2 6 3)
1 8	4,000 円	9	4 9 4 (3 1 5)
1 9	4,000 円	9	5 3 4 (3 4 0)
2 0	4,000 円	9	5 6 0 (3 5 2)
2 1	4,000 円	9	5 6 9 (3 5 2)
2 2	4,000 円	1 1	5 8 1 (3 5 7)
2 3	4,000 円	1 2	6 0 4 (3 7 0)
2 4	4,000 円	1 2	5 4 0 (3 2 5)
2 5	4,000 円	1 2	5 1 6 (3 0 2)
2 6	4,000 円	1 2	5 5 8 (3 2 7)
2 7	4,000 円	1 2	5 5 4 (3 1 7)
2 8	4,000 円	1 2	6 2 3 (3 6 1)
2 9	4,000 円	1 2	5 8 3 (3 3 2)
3 0	4,000 円 (延長定期利用 1,500 円) (一時利用 200 円/回)	1 2	6 1 9 (3 6 5) 10月まで

※おやつ代は、月額 1,500 円実費徴収

平成29年度 各市の育成料負担率

市町村名	①年間コスト	②月平均	1人あたりのコスト		利用者負担			市負担		間食代含む
	支出額	登録児童	③ (①/②)年間	④(③/12) 月額	⑤育成料	⑥(⑤/④) 負担率	⑦(④-⑤) 金額	⑧(⑦/④) 負担率		
1 小金井市	308,328,965	947	325,585	27,132	9,000	円 33.2%	18,132	66.8%		
2 武蔵野市	407,893,774	916	445,299	37,108	8,000	円 21.6%	29,108	78.4%	○	
3 国分寺市	384,863,669	1,077	357,348	29,779	7,500	円 25.2%	22,279	74.8%	○	
4 八王子市	2,015,124,752	5,828	345,766	28,814	7,000	円 24.3%	21,814	75.7%	○	
5 東久留米市	307,380,740	1,051	292,465	24,372	6,600	円 27.1%	17,772	72.9%	○	
6 国立市	159,434,951	590	270,229	22,519	6,500	円 28.9%	16,019	71.1%		
7 武蔵村山市	101,751,384	647	157,266	13,106	6,500	円 49.6%	6,606	50.4%	○	
8 三鷹市	581,386,048	1,566	371,255	30,938	6,000	円 19.4%	24,938	80.6%		
9 町田市	1,202,433,271	3,581	335,781	27,982	6,000	円 21.4%	21,982	78.6%		
10 日野市	642,805,572	1,841	349,161	29,097	6,000	円 20.6%	23,097	79.4%		
11 多摩市	774,789,373	1,501	516,182	43,015	6,000	円 13.9%	37,015	86.1%	○	
12 西東京市	565,768,954	1,938	291,934	24,328	6,000	円 24.7%	18,328	75.3%		
13 小平市	506,771,961	1,534	330,360	27,530	5,500	円 20.0%	22,030	80.0%	○	
14 東村山市	561,909,422	1,489	377,374	31,448	5,500	円 17.5%	25,948	82.5%		
15 青梅市	420,869,917	1,366	308,104	25,675	5,000	円 19.5%	20,675	80.5%		
16 府中市	483,182,447	1,905	253,639	21,137	5,000	円 23.7%	16,137	76.3%		
17 調布市	999,539,225	1,734	576,436	48,036	5,000	円 10.4%	43,036	89.6%		
18 清瀬市	168,989,908	615	274,780	22,898	5,000	円 21.8%	17,898	78.2%		
19 稲城市	259,765,056	697	372,690	31,058	5,000	円 16.1%	26,058	83.9%		
20 昭島市	264,038,996	1,131	233,456	19,455	4,500	円 23.1%	14,955	76.9%		
21 東大和市	154,154,707	726	212,334	17,695	4,500	円 25.4%	13,195	74.6%		
22 立川市	549,878,813	1,638	335,701	27,975	4,000	円 14.3%	23,975	85.7%		
23 福生市	159,541,374	679	234,965	19,580	4,000	円 20.4%	15,580	79.6%		
24 狛江市	197,208,010	501	393,629	32,802	4,000	円 12.2%	28,802	87.8%	○	
25 羽村市	97,897,801	583	167,921	13,993	4,000	円 28.6%	9,993	71.4%		
26 あきる野市	154,983,766	896	172,973	14,414	3,000	円 20.8%	11,414	79.2%		

*年間コストには、建設改良費はふくまない。

*育成料を赤字で表示している金額は、金額の設定が段階的に設定してある自治体(最高額を表示)

出典：東京都各市町学童クラブ実施状況調査（H30.年版）

コスト計算表

名称: H29年度 学童クラブ育成料

区分	単位:円	
	運営に要する経費	維持管理に要する経費
人件費	8,585,000	
報酬	86,469,572	
物件費	95,054,572	0
賃金		
旅費	33,568	
需用費	1,434,535	2,677,974
役務費	794,915	118,000
委託料	52,272	947,847
使用料・賃借料	13,000	5,145,786
原材料費		83,604
備品購入費	83,808	42,920
その他		
小計	2,412,098	9,016,131
維持補修費		
施設修繕料		
工事請負費		
その他		
小計	0	0
補助費等		
役務費		
負担金・補助交付金		
その他		
小計	0	0
年間コスト	88,881,670	9,016,131
	97,897,801	

*職員人件費は、担当係長年間給与40%+担当職員年間給与90%を表記

*維持管理に要する経費の需用費の額は建設改良費881,796円除く

*年間コスト合計額は、担当職員分8,585,000円、建設改良費881,796円を除く

月	平均利用者数	年額	月額
1人あたりコスト	歳出総額試算	167,921	13,993

*個人月額コスト比較

区分	1人あたりコスト		利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)		(単位:円)
	A	B	金額	負担率 C=B/A(%)	金額	負担率 E=D/A(%)	
歳出総額試算	13,993	4,000	4,000	28.6%	9,993	71.4%	
歳出総額試算 *延長歳入加算	13,993	4,156	4,156	29.7%	9,837	70.3%	

1,091,000(延長育成料)/583人/12ヵ月=156円

利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)		利用者負担分(手数料)	
金額	負担率 C=B/A(%)	金額	負担率 C=B/A(%)	金額	負担率 C=B/A(%)
B	21.4%	B	35.7%	B	42.9%
3,000		5,000		6,000	
3,156	22.6%	5,156	36.8%	6,156	44.0%

公費負担内訳	市		国		都	
	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
負担率	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331	3,331
金額	3,837	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

*総額コスト比較

区分	利用者負担分(手数料)		公費負担分(補助金含む)		(単位:円)	
	コスト	金額	金額	負担率		
歳出総額試算	97,897,801	24,039,500	24,039,500	24.6%	73,858,301	75.4%
	A(*1)	B(*2)	D=A-B	E=D/A(%)		

*子ども子育て支援交付金の実績報告は建設改良費を含んで提出している。

*現年分の育成料のみの金額(延長育成料、過年度分は含まない)

公費負担内訳	市	国	都
負担率	F=D*1/3	F=D*1/3	F=D*1/3
金額	24,620,301	24,619,000	24,619,000